

# 公益社団法人日本理容美容教育センター準社員規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、公益社団法人日本理容美容教育センター(以下、「この法人」という。)の定款(以下、「定款」という。)第5条第1項第3号に規定する準社員について必要な事項を定める。

(準社員の入社基準及び手続き)

第2条 定款第6条第4項に規定する準社員の入社基準とは、普通社員の資格に該当するが、設置主体が公立の理容・美容学校であって、かつ、普通社員における入社金及び会費を支払うことが困難な者で、この法人の設立目的に理解があると認められ、理事会の決議を得なければならないこととする。

2 準社員として理事会の決議を受けようとする者は、申請書に次の各号に掲げる書類を添えて理事長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の履歴書
- (2) 申請者が当該養成施設の代表権を有することを証する書面
- (3) 申請者の写真
- (4) その他、申請者に関する事項が記載された書類

(準社員の地位)

第3条 準社員は、社員総会において議決を行うことができない。

2 準社員は、理事会の承認を経て、この法人の事業を利用することができる。

(準社員の資格の消滅)

第4条 準社員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その地位を失う。

- (1) 定款第8条により任意退社するとき
- (2) 定款第9条第1項により除名されたとき
- (3) 定款第10条第1項により資格喪失したとき

(地位を承継して準社員となった者の届出)

第 5 条 準社員であった者の地位を承継して、理容師養成施設又は美容師養成施設の設置者又はその長となった者が準社員になろうとするときは、その氏名及び地位を記載した届出書に第2条第2項第1号から第4号までに掲げる書類を添えて、理事長に届出なければならない。

(変更の届出)

第 6 条 準社員は、次に掲げる事項について変更があったときは、その旨を理事長あてに届出なければならない。

- (1) 当該準社員の氏名又は住所
- (2) その代表する養成施設の印章、名称、所在地又は生徒の定員
- (3) 当該準社員がその代表する養成施設の設置者でないときは、当該養成施設の設置者
- (4) 当該準社員がその代表する養成施設の長でないときは、当該養成施設の長

(除名及び身分の消滅)

第 7 条 定款第9条第1項の規定により、社員総会の議決に基づき除名した準社員に対しては、除名の理由を付した除名通知書を交付する。

(規程の変更)

第8条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。